

令和 8 年度 介護保険サービス事業運営に係る 留意事項について (福祉用具サービス)

県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課

説明項目

1. 福祉用具貸与計画等の作成
2. 令和6年度報酬改定（抜粋）
3. 衛生管理等
4. 業務継続計画（BCP）について
5. 虐待の防止
6. 身体拘束廃止

1. 福祉用具貸与計画等の作成

- (1) 既に居宅サービス計画が策定されている場合には、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (2) 指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売の利用がある場合には、一体的な計画作成をすること。

1. 福祉用具貸与計画等の作成

- (3) 福祉用具専門相談員は、計画の作成にあたり、利用者やその家族に説明し、同意を得ること。また、当該計画は2年間保存すること。
- (4) 福祉用具専門相談員は、計画を作成した場合には、利用者に当該計画を交付すること。
(貸与の場合は、該当利用者に係る介護支援専門員にも交付すること。)

1. 福祉用具貸与計画等の作成

(5) 【貸与】

- ・ 当該計画にモニタリング実施時期を記載すること。
- ・ サービス提供開始から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性を検討すること。
- ・ 福祉用具専門員はモニタリング結果を記録し、居宅介護支援事業者へ交付すること。

【販売】

- ・ 当該計画の作成後、少なくとも1回、計画内の目標の達成状況の確認を行うこと。（確認方法は訪問に限らない。）
- ・ 利用者からの要請等に応じ、福祉用具の使用状況の確認を行い、必要な場合には使用方法の指導や修理を行うこと。

2. 令和6年度報酬改定（抜粋）

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い固定用スロープ、歩行器、歩行補助杖を対象とする。

<貸与と販売の選択に伴う判断体制>

- ・ 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
- ・ 利用者の選択に当たって必要な情報の提供
- ・ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案

※福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が実施

3. 衛生管理等

- (1) 事業所における感染症の発生の予防及びまん延防止のための対策を検討する「委員会」を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

3. 衛生管理等

(2) 事業所における感染症の発生の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

① 平常時の対策

(事業所内の衛生管理、ケアにかかる感染対策)

② 発生時の対応

(発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等の関係機関との連携、事業所内の連絡体制)

3. 衛生管理等

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の発生予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。定期的な職員教育（年1回以上）の開催や、新規採用時に感染対策研修を実施することが望ましい。

- ①研修・・・感染対策の基本的な知識の普及
事業所内の衛生管理の徹底について
- ②訓練・・・実際に感染症が発生した場合を想定した
事業所内の役割分担の確認等

- ※ 訓練は、机上を含め実施方法を問わない
- ※ 記録を残すこと

4. 業務継続計画 (BCP) について

(1) 目的

感染症・非常災害の発生時において、

- ① 利用者に対する福祉用具サービスの提供を継続的に実施するため。
- ② 早期の業務再開を図るため。
業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる。

※ BCP … Business Continuity Plan

4. 業務継続計画（BCP）について

（2）定期訓練

- ・ 定期的（年1回以上）な研修及び訓練の実施
- ・ 業務継続計画の周知
- ・ 事業所内の役割分担の確認
- ・ 感染症や災害の発生を想定した演習

※ 訓練について、机上を含め実施方法は問わない

（3）計画の見直し

- ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

5. 虐待の防止

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する「委員会」を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ① メンバーは管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする。
 - ② 記録（研修記録等）を残すこと。

5. 虐待の防止

(2) 虐待の防止のための「指針」を整備すること。
指針には次の①～⑨の項目を盛り込むこと。

- ① 虐待の防止に関する基本的な考え方
- ② 法人や事業所内の組織に関すること
- ③ 職員研修に関する基本方針
- ④ 虐待発生時の対応方法に関する基本方針
- ⑤ 虐待発生時の相談・報告体制に関すること
- ⑥ 成年後見制度の利用支援に関すること
- ⑦ 虐待等にかかる苦情解決方法に関すること
- ⑧ 利用者等に対する指針の閲覧に関すること
- ⑨ その他、虐待防止の推進のために必要なこと

5. 虐待の防止

- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年1回）以上に実施すること。
- ① 虐待等の防止に関する基礎的な知識の普及及び啓発
 - ② 研修の記録には、開催日時、場所、出席者及びその研修に使用した資料等を残すこと。

5. 虐待の防止

(4) (1) から (3) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めるのが望ましい。

(5) 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載すること。

5. 虐待の防止

(6) 高齢者虐待防止措置未実施減算（福祉用具貸与）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、基本報酬を減算する。

【要件】

- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
- ・ 上記措置を適切の実施するための担当者を置くこと。

※ 福祉用具貸与は令和9年3月31日まで経過措置期間

6. 身体拘束廃止

- (1) サービスの提供にあたって、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
※当該記録は2年間保存すること。

6. 身体拘束廃止

緊急やむを得ない場合

介護保険指定基準において、「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められています。

切迫性

非代替性

一時性

上記3つの要件をすべて満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

- ① 「緊急やむを得ない」の判断は担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要
- ② 身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要
- ③ 介護サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成等の義務がある